

2025 年 9 月吉日

各 位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素より山形第一信用組合をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手に関しては、政府が2026年度末までに「約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」を行う方針を決定しております。

こうした状況を踏まえて、当組合では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みを下記のとおり実施させていただきますので、お知らせいたします。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設の取扱停止（実施日：2025 年 12 月 1 日（月））

当座預金の新規口座開設を停止します。

なお、既に当座預金の口座をお持ちのお客様は、引続きご利用いただけます。

2. 2027 年 4 月以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止（実施日：2025 年 12 月 1 日（月））

2027 年 4 月 1 日（木）以降を支払期日とする取立手形や小切手（先日付小切手を含む）の代金取立の受付を停止します。

3. 手形帳・小切手帳発行手数料の改定について（実施日：2025 年 12 月 1 日（月））

種類	単位	改定後（税込）	改定前（税込）
小切手帳	1 冊（50 枚）	5,500 円	2,200 円
手形帳	1 冊（50 枚）	5,500 円	2,200 円

4. 手形帳・小切手帳の発行受付終了について（実施日：2026 年 4 月 1 日（水））

手形・小切手の全面的な電子化に向けて、「手形帳」・「小切手帳」・「自己宛小切手」（以下、「手形帳等」といいます。）の発行受付を終了します。

※実施日時点で保有されているお手元の手形帳等につきましては、同日以降も引き続きご利用いただけます。

5. 電子的な決済手段への移行について

手形・小切手をご利用のお客様は、手形・小切手に代わる決済手段として、「電子記録債権（でんさい）」のご利用や「ビジネスバンキング」による振込への移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

※ ご不明な点については、窓口等にお問い合わせください。

以上